

令和3年個人情報保護法改正に伴う  
渋谷区個人情報保護条例の全面改正について

(答 申)

令和4年10月  
渋谷区個人情報の保護及び情報公開審議会

## はじめに

渋谷区は、区民の基本的人権の擁護と信頼される区政の実現を図ることを目的として、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めた渋谷区個人情報保護条例を平成元年9月に制定し、その後適宜必要な改正を行いながら、個人情報保護制度を運用してきました。

このような中、令和3年5月19日に公布されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、個人情報保護法が改正され、同法、行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、その所管を個人情報保護委員会に一元化することとされました。そして、地方公共団体は、個人情報保護条例の抜本的見直しや関連する各種規定の整備など、令和5年4月1日の改正法施行までに適切に法制度に対応することが必要となりました。

このことを受けて、令和4年5月30日に渋谷区長から渋谷区個人情報の保護及び情報公開審議会に対して、「令和3年個人情報保護法改正に伴う渋谷区個人情報保護条例の全面改正について」が諮問されました。審議会としては、区民に対する透明性や区民の利便性を重視しつつ、改正法移行後もこれまで同様適正な制度運営が図られるよう、小委員会を設置するなどして慎重に審議を進めてきましたが、このたび結論を得られたため、本答申をとりまとめたものです。

渋谷区においては、本答申を踏まえた条例の整備を行うことにより、新たに適用される法の下、個人情報保護制度のより一層の推進が図られることを期待いたします。

令和4年10月

渋谷区個人情報の保護及び情報公開審議会  
会長 松村 雅生

## 目 次

### 渋谷区個人情報保護条例の全面改正についての審議会の意見

1 条例で定める必要がある事項	
(1) 開示請求にかかる手数料	1
(2) 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する際の手数料	1
2 必要に応じて条例で定めることが考えられる事項	
(1) 条例要配慮個人情報	2
(2) 情報公開条例の不開示情報との整合性	3
3 条例で定めることが妨げられるものではない事項	
(1) 個人情報取扱事務登録簿の作成	4
(2) 開示請求等の手続き	5
(3) 審議会への諮問に関する規定	6
4 その他の重要な事項	
(1) 死者に関する情報について	8
(2) 議会について	9

### 参考資料

- 1 諮問書
- 2 渋谷区個人情報の保護及び情報公開審議会委員名簿
- 3 渋谷区個人情報の保護及び情報公開審議会小委員会 委員名簿
- 4 審議経過

## 渋谷区個人情報保護条例の全面改正についての審議会の意見

### 1 条例で定める必要がある事項

#### (1) 開示請求にかかる手数料

##### 【説明】

- ・ 改正法（令和5年4月1日施行の改正後の個人情報の保護に関する法律をいう。以下同じ。）では、「地方公共団体の機関に対し開示請求をする者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数を納めなければならない（第89条第2項）」としている。
- ・ 現行条例では、開示、訂正、削除及び目的外利用等の中止に係る手数料は、無料とすると規定し（第25条第1項）、かつ、自己情報の写しの作成及び送付に要する費用は、請求者の負担とすると規定している。（第25条第2項）

##### 【意見】

自己情報の開示請求については、区民サービスの維持のため現行条例と同様に手数料を「無料」とし、写しの作成及び送付に要する費用については、現行条例と同様に開示請求者から徴収することが適当である。

##### (理由)

- ・ 自己情報開示請求における開示対象は、本人の個人情報に限られており、改正法適用後も、これまでどおり大量請求は想定し難く、また、非開示情報の被覆箇所も限定されていることから、新たに受益者負担の観点からの手数料を徴収する必要性は見当たらない。
- ・ 写しの作成及び送付に要する費用については、公平性の観点からこれまでどおり開示請求者から徴収することが適当である。

#### (2) 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する際の手数料

##### 【説明】

- ・ 匿名加工情報とは、特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工して得られる個人に関する情報であり、当該個人情報を復元することができないようにしたものという。
- ・ 改正法では、第109条以下で行政機関等匿名加工情報に関する規定が定められ、行政機関等の匿名加工情報を利用して行う事業に関する提案制度を導入し、民間事業者等に匿名加工情報を提供できることとなった。

ただし、改正法附則第7条（令和5年4月1日施行）により、当分の間は、都道府県及び指定都市のみに提案募集を義務付けることとなり、それ以外の地方自治体の当該情報の提供に係る制度の導入は、任意事項となっている。

- ・ 現行条例では、匿名加工情報に関する規定は存在しない。
- ・ 行政機関等匿名加工情報を利用して行う事業の提案募集をとする場合は、情報の利用に関する手数料の額を、政令で定める額を標準として条例で定めなければならないとされている。

#### 【意見】

行政機関等匿名加工情報については、現在匿名加工情報制度を採用している国・他自治体における運用実績が乏しいことから、当分の間導入を見送り、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約における手数料を規定しないことが妥当である。

今後、国や実施自治体の運用状況を注視したうえで課題を整理し、将来の実施について検討を始めておくことが適切である。

#### (理由)

- ・ 行政機関匿名加工情報の利用により地域の課題解決や民間サービス向上につながることも考えられる一方、未だ国や他自治体での運用実績が乏しいことから、適切な運用が可能かどうかの確証がなく、現段階で区民にとって不安が拭えない側面もあることは否定できない。
- ・ 行政機関等匿名加工情報の提供制度の導入については、今後の国や先行自治体の運用状況を把握しながら検討を進め、導入の際は、手数料の額を定める等条例の改正が必要となるため、審議会へ諮るべきである。

## 2 必要に応じて条例で定めることが考えられる事項

### (1) 条例要配慮個人情報

#### 【説明】

- ・ 改正法では、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報を「要配慮個人情報」と規定している。（第2条第3項）
- ・ 現行条例では、要配慮個人情報の規定はないが、収集禁止事項として「思想、

信条及び宗教に関する事項」、「人種及び社会的差別の原因となる社会的身分に関する事項」、「犯罪に関する事項」を規定し、例外的に「法令に定めがあるとき」「審議会の意見を聴いて定めたとき」に収集できることとしている。(第7条第1項)

- ・ 改正法では、要配慮個人情報以外で、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして地方公共団体が条例で定める記述等が含まれる個人情報を「条例要配慮個人情報」と定義し、条例で独自に「条例要配慮個人情報」を規定することを認めている。(第60条第5項)

#### 【意見】

現時点では、条例要配慮個人情報を規定すべき地域の特性その他の事情は見受けられないことから、規定しないことが妥当である。

#### (理由)

- ・ 条例要配慮個人情報を規定するにあたっては、本人に対する不当な差別や偏見その他の不利益が生じている事実やおそれがあるかを的確に把握し、あるいは条例要配慮個人情報と規定することでかえって差別や偏見を生んだりマイナスのイメージを与えることはないかなどを的確に検証した上で、社会情勢の変化等も踏まえつつ検討することが重要である。
- ・ 渋谷区が取り組んでいる施策から、要配慮個人情報として「LGBT」に係る情報も考えられるところではあるが、当該情報を要配慮個人情報とすることで一般の個人情報とは異なる属性と捉えられてしまうおそれがあり、また、他の要配慮個人情報との比較からかえってマイナスのイメージを与える可能性も否定できない。

#### (2) 情報公開条例の不開示情報との整合性

##### 【説明】

- ・ 改正法では、開示請求に係る不開示情報については、限定列挙されている。(第78条)
- ・ また、情報公開条例と整合を図るために、不開示とする必要がある情報や逆に開示する必要がある情報については、新条例に不開示情報や開示情報として規定することができるが(第78条第2項)、それ以外に独自の不開示情報を新条例で規定することはできないとされている。
- ・ 現行条例では、開示請求において、原則開示の例外として、不開示情報を規定

している。(第18条)

**【意見】**

改正法の規定と現行条例の規定の内容については、大きな相違はないと考えられ、施行条例による開示情報及び不開示情報を規定する必要はない。

(理由)

- ・ 情報公開条例における不開示情報は実質的に改正法の不開示情報に含まれており、両者における相違はほぼない。
- ・ なお、情報公開条例と改正法とでは、「個人」の定義等一部に違いが生じているが、両制度の趣旨、目的を踏まえつつ、区民の権利・利益の保護、公平性が確保されるよう、適切に運用されるべきである。

3 条例で定めることが妨げられるものではない事項

(1) 個人情報取扱事務登録簿の作成

**【説明】**

- ・ 改正法では、「個人情報ファイル簿」の作成・公表義務を定めている。(第75条第1項) また、同条第5項の規定では、条例で定めるところにより、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有状況に関する事項を記載した帳簿を作成・公表することを妨げるものではないと規定している。
- ・ 現行条例では、個人情報を取り扱う事務を新たに開始するときは、あらかじめ、各号に掲げる事項を個人情報取扱事務登録簿に登録しなければならないことを定めている。(第8条)

なお、条例施行規則において、個人情報ファイル記録票の作成を定めている。  
(第3条の2)

**【意見】**

「個人情報ファイル簿」とは別の帳簿として、これまでの「個人情報取扱事務登録簿」は引き続き作成することとし、条例で規定することが適当である。

(理由)

- ・ 区がどのような事務にどのような個人情報を取扱っているかの区民への説明責任の観点と、内部管理の観点から、引き続き個人情報取扱事務登録簿を作成することが望ましい。
- ・ 今後、行政機関等匿名加工情報の提案を受けることになった場合の情報提供の際に、個人情報取扱事務登録簿が有用となることが考えられる。

(2) 開示請求等の手続き

【説明】

- ・ 改正法では、地方公共団体が、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の手続並びに審査請求の手続に関する事項について、第5章第4節の規定に反しない限り、条例で必要な規定を定めることを妨げないと定められている。(第108条)
- ・ 改正法と現行条例で異なる点は、①開示等の決定までの期限、②訂正請求及び利用停止請求における開示請求前置である。

①開示等の決定までの期限

- ・ 改正法では、開示決定等及び利用停止決定等の期限を原則30日以内と定めている。また、この期間を30日以内に限り延長できると定められている。(第83条、第102条)
- ・ 現行条例では、開示請求にあつては請求のあった日から起算して15日以内に、訂正請求、削除請求及び目的外利用等の中止請求にあつては20日以内に可否を決定すると定めている。(第22条第1項)

また、延長については、請求のあった日から起算して60日を限度として、その期間を延長することができるとしている。(第22条第3項)

②訂正請求及び利用停止請求における開示請求前置

- ・ 改正法では、訂正請求及び利用停止請求の対象を開示決定により開示を受けた個人情報又は他の法令により開示を受けた個人情報に限定しており、開示請求の手続等を前置することが求められている。(第90条、第98条第3項)
- ・ 現行条例では、このような手続の前置を要件にしていない。



## 【意見】

### ①開示等の決定までの期限

開示等の決定までの期限については、現行条例の制度と同様に14日以内とし、訂正請求及び削除請求の決定までの期限については19日以内とすること、また、延長期限については、改正法で規定されている30日以内とすることが適当である。

### ②訂正請求及び利用停止請求における開示請求前置

開示請求により開示を受けていない場合についても、区の通知等から保有個人情報の内容が確認できる場合には、訂正請求及び利用停止請求ができるものとするのが適当である。

## (理由)

### ①開示等の決定までの期限

現行の開示決定等の期限で、これまで事務処理上の特段の支障はなく、法に規定する期限に延ばす実務上の理由もないため、情報公開制度との整合性も踏まえて、決定期限は現行どおりとすることが適当である。なお、改正法では初日不算入とされていることから、同様の取扱いとする必要がある。

### ②訂正請求及び利用停止請求における開示請求前置

自己情報開示請求によらなくとも、区からの通知等により区の保有個人情報の内容が確認できる場合は、訂正請求及び利用停止請求制度の安定的運用に支障はないと考えられることから、開示請求前置の例外規定として「区の通知等から保有個人情報の内容が確認できる場合」を置くことが適当である。

## (3) 審議会への諮問に関する規定

### 【説明】

- 改正法では、「条例で定めるところにより、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる。」とされている。(第129条)
- 改正法について、個人情報保護委員会事務局の「個人情報の保護に関する法律についてのQ&A(行政機関等編)」において、「なお、いわゆる『オンライン結合制限』や目的外利用制限などに関する規律として、個別案件における個人情報の取扱いについて、類型的に審議会等への諮問を行うべき旨を法施行条例で定め

ることは認められません」という見解が出されている。

- ・ 現行条例では、収集禁止事項（第7条）、収集の制限（第9条）、目的外利用の制限（第14条）、外部提供の制限（第15条）、特定個人情報の実施機関外提供の制限（第15条の2）、電子計算組織の結合の制限（第17条）において、事前に審議会へ諮問し、承認され次第、区は各業務を執行している。

#### 【意見】

- ・ 改正法第129条の規定に基づき、個人情報の適正な取扱いを確保するため特に必要である場合に諮問する機関として、引き続き審議会を設置することが適当である。
- ・ これまで諮問事項であった目的外利用・外部提供を行うもの及び電子計算組織の結合について安全管理のための措置が特に必要なものについては、個人情報保護制度の実施状況報告の一環として、審議会に定期的な事後報告を行い、区民への説明責任を果たしていく制度とすることが妥当である。

#### （理由）

- ・ 個人情報の適正な取扱いを確保するために、改正法第129条に基づき、今後も第三者機関である審議会を活用すべきである。
- ・ 電子計算組織の結合の制限については、改正法では規定が設けられず、個人情報保護委員会事務局の「個人情報の保護に関する法律についてのQ&A（行政機関等編）」でも審議会への諮問を条例で規定することは認められないとされているため、審議会への諮問は行わないこととなる。
- ・ これまで審議会への諮問事項となっていた目的外利用、外部提供及び電子計算組織の結合については、個人情報保護制度の実施状況の報告事項とすることで、審議会が区の個人情報保護制度の適正な運営を確保するための役割を今後も果たしていくことが期待される。

なお、区民への説明責任を果たす観点から、現行条例では、区長は個人情報保護条例の実施状況について毎年1回公表することとされているが、引き続き同様の公表制度を維持することが望まれる。

- ・ 審議会の位置づけが変容した結果、審議会の機能と役割への影響が想定されることから、今後の審議会の委員構成については、改めて検討を行うことが適当である。

#### 4 その他の重要な事項

##### (1) 死者に関する情報について

###### 【説明】

- ・ 改正法では、個人情報とは生存する個人に関する情報に限定されており、死者に関する情報を除外している。(第2条第1項)
- ・ 個人情報保護委員会事務局の「個人情報の保護に関する法律についてのQ&A(行政機関等編)」において、「死者に関する情報のうち、生存する特定の個人に関する情報であって、当該生存する特定の個人を識別できる情報は、当該生存する特定の個人を本人とする「個人情報」に当たります」としている。この場合には、当該情報は、開示等請求の対象となる。

また、同Q&Aでは、「死者に関する情報の取扱いについて、個人情報保護制度とは別の制度として、条例で定めることは妨げられません」としている。

- ・ 現行条例では、個人情報は生存する個人に関する情報に限定していない。(第2条第1項)

したがって、死者に関する情報についても、収集禁止事項(第7条)、収集の制限(第9条)、目的外利用の制限(第14条)、外部提供の制限(第15条)、電子計算組織の結合の制限(第17条)の各規定の対象となっている。

しかし、死者に関する情報についての特段の開示請求手続きは規定されておらず、当該死者と特に密接な関係を有する遺族等について、社会通念上当該死者に関する情報が、同時に遺族等の生存する個人の個人情報に当たると認められる場合に、開示請求の対象としている。

###### 【意見】

死者に関する情報についても適切に管理・保護する必要があるため、現行条例で定める内容と同様な何らかの措置を別途策定し、実施することが妥当である。

###### (理由)

- ・ 死者に関する情報についても、適切に管理・保護していく必要があることから、個人情報保護制度とは別の運用として、一定の基準のもと適切な管理を行うことが重要である。

なお、措置の内容を決定するに当たっては、死者に関する情報の開示等の手続きについて改めて検討することが望ましい。

## (2) 議会について

### 【説明】

- ・ 改正法では、地方公共団体の議会については、国会や裁判所が法による個人情報の取扱いに係る規律の対象となっていないこととの整合を図るため、地方公共団体の機関から除外されている。(第2条第11項第2号)

なお、個人情報保護委員会のガイドラインでは、個人の権利利益の保護という観点からは、自律的な対応のもと個人情報保護が適切に行われることが望ましいとされている。

- ・ 現行条例では、個人情報保護制度を実施する実施機関として、区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び議会を規定している。(第2条)

### 【意見】

議会の自主性を尊重した上で、審査請求等も含め区として一体的な個人情報保護制度を運用していくことが適切であると考えられることから、引き続き区議会においても個人情報の適切な取扱いが図られるよう、区議会の個人情報制度に係る条例の制定等が望まれる。

### (理由)

- ・ 区議会においても、個人情報を保有する場合は想定されるため、個人情報の取扱いについてのルールを設けることは必要と考えられる。
- ・ 区議会において制定される新条例については、改正法及び施行条例に基づく区の他の機関の制度の運用を踏まえつつ、適切に管理・運用していくことが望ましい。

## 参考資料

### 1 諮問書



4 渋総文発第7号  
令和4年5月30日

渋谷区個人情報の保護及び  
情報公開審議会  
会長 松村 雅生 殿

渋谷区長 長谷部 健

令和3年個人情報保護法改正に伴う渋谷区個人情報保護条例の  
全面改正について（諮問）

標記の件について、渋谷区個人情報の保護及び情報公開審議会条例第2条第1項  
第1号の規定に基づき、別紙のとおり諮問します。

令和3年個人情報保護法改正に伴う渋谷区個人情報保護条例の  
全面改正について

(渋谷区個人情報の保護及び情報公開審議会条例第2条第1項1号)

諮問事項	諮問理由
<p>令和3年個人情報保護法改正に伴う渋谷区個人情報保護条例の全面改正について</p>	<p>令和3年個人情報保護法改正により、地方公共団体の個人情報保護制度については、原則として個人情報保護法に基づく全国的な共通ルールに統一されることとなり、令和5年4月1日施行予定となっている。</p> <p>これまで渋谷区個人情報保護条例の趣旨に基づき、個人情報に関する区民の権利を保障するとともに、個人情報の適切な運用・管理を実施してきたが、改正法が施行されることに伴い、渋谷区個人情報保護条例の全面改正が必要となり、改正法の趣旨を踏まえた上で、当区が改めて条例で規定すべき事項や個人情報保護及び個人情報保護審議会のあり方などを含めた渋谷区個人情報保護条例の制定について検討・審議を求める必要が生じた。</p>

○渋谷区個人情報の保護及び情報公開審議会条例（抜粋）

（所掌事項）

第2条 審議会は、個人情報保護条例に定めるところにより実施機関が意見を聴くこととされている事項のほか、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申する。

- 一 個人情報保護制度及び情報公開制度の運営に関する重要事項
- 二 電子計算組織の管理運営に関する重要事項

2 渋谷区個人情報保護及び情報公開審議会 委員名簿

任期 令和4年5月30日～令和6年5月29日

◎：審議会会長 ○：審議会副会長

種別		氏名	所属団体・役職
学識経験者	◎	松村 雅生	日本大学大学院客員教授
	○	湯浅 壘道	明治大学教授
		川合 敏樹	國學院大學教授
区民及び区内各種団体の構成員		大西 賢治	渋谷道玄坂商店街振興組合理事長
		長壁 美千子	心和会町会会長
		加藤 裕子	行政相談委員
		木村 千鶴子	民生委員
		炭谷 宇紀子	しぶやフォーラム実行委員会委員
		高橋 千善	人権擁護委員
		辻 初枝	青少年対策地区委員会新橋地区会長
		長山 敏樹	富ヶ谷町会会長（上原地区連合会長）
	林 由利子	保護司	

3 渋谷区個人情報保護及び情報公開審議会小委員会 委員名簿

氏名	所属団体・役職	備考
松村 雅生	日本大学大学院客員教授	委員長
湯浅 壘道	明治大学教授	副委員長
川合 敏樹	國學院大學教授	委員

4 審議経過

(1) 本会

	開催日	審議事項	備考
1	令和4年5月30日	諮問 小委員会設置について	第94回渋谷区個人情報保護及び情報公開審議会
2	令和4年10月27日	答申案の審議 答申	第96回渋谷区個人情報保護及び情報公開審議会

(2) 小委員会

	開催日	審議事項
1	令和4年7月15日	条例事項について
2	令和4年8月23日	条例事項について 審議会のあり方について
3	令和4年9月21日	答申案について